

日本意匠分類(令和 2 年 4 月 1 日施行版)の改訂について

令和 3 年 4 月
意 匠 課

1. はじめに

令和元年意匠法改正により意匠法施行規則別表第二が改訂され、組物の意匠について、新たな保護対象(建築物、内装、画像)を含む二以上の様々な物品等による構成に基づく出願が可能となりました。

これを踏まえ、施行日(令和 2 年 4 月 1 日)以降の意匠登録出願で、組物の意匠に係る出願に対し、新たにDターム記号VZQを付与します。

2. 概要

新たに付与運用を開始するDターム記号VZQについて、日本意匠分類(令和 2 年 4 月 1 日施行版)を改訂し、「日本意匠分類 分類一覧表」における以下の記載を修正します。

【修正箇所】

日本意匠分類 分類一覧表 > 凡例 > I. 分類構成 > I-4 Dタームの構成

【修正内容】(下線部が修正箇所。該当箇所のみ抜粋)

- (5)全ての意匠分類(画像意匠分類を除く)に対し、次の三つのDタームを設ける。
なお、各意匠分類におけるDターム記号及びDタームの表示の記載は省略する。
- ①VZA:図の中で意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分けたもの
 - ②VZB:外観の一部の面が開示されていないもの
 - ③VZQ:組物の意匠

3. 運用開始

出願日が令和 2 年 4 月 1 日以降の意匠登録出願について、令和 3 年 3 月 29 日より本運用を適用します。なお、出願日が令和 2 年 4 月 1 日以降の意匠登録出願で、令和 3 年 3 月 29 日時点で既に意匠登録公報が発行されている組物の意匠に係る出願については、公報掲載分類のままとします。